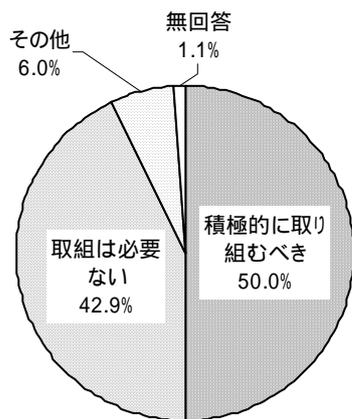


問13 年金資金を活用した奨学金の是非について

子供の教育に伴う経済的負担が少子化の背景にあるとの指摘があります。このため、育英奨学金等の取組と併せて、若者自身が資金を借りて就学し、社会の「支え手」となることを社会全体で支援するとともに、若者が公的年金を身近に感じられるよう、年金制度においても年金資金を活用した教育資金の貸付制度を創設することについて、あなたはどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

(全体の結果)



(性・年齢・分野別)

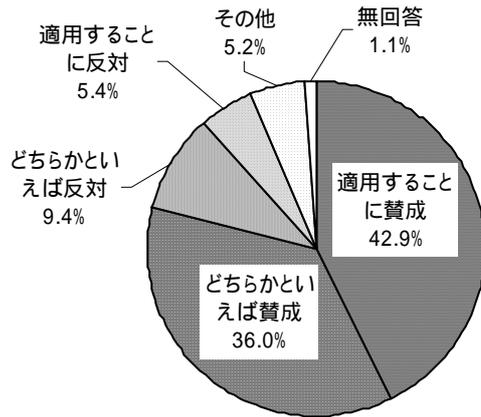
		合計	積極的に取り組むべき	取組は必要ない	その他	無回答
全 体		1,238	50.0	42.9	6.0	1.1
性別	男 性	940	49.3	44.6	5.6	0.5
	女 性	277	53.1	38.6	6.5	1.8
	無 回 答	21	42.9	23.8	14.3	19.0
年 齢	20歳台	32	40.6	53.1	6.3	-
	30歳台	135	49.6	44.4	5.9	-
	40歳台	191	53.9	39.8	5.2	1.0
	50歳台	481	46.8	46.6	6.2	0.4
	60歳台	275	51.6	41.5	5.8	1.1
	70歳以上	98	58.2	34.7	4.1	3.1
	無 回 答	26	46.2	23.1	15.4	15.4
分 野	学 識 者	239	43.9	48.5	7.5	-
	年 金 実 務	187	49.2	44.9	5.3	0.5
	報 道 ・ 評 論	91	45.1	48.4	5.5	1.1
	経 済 界	101	42.6	52.5	4.0	1.0
	労 働 界	133	53.4	31.6	14.3	0.8
	農林水産・自営業	111	60.4	38.7	-	0.9
	青 年	105	50.5	43.8	3.8	1.9
	女性団体等	123	63.4	29.3	4.1	3.3
	行政機関	148	46.6	45.3	6.1	2.0

問14 短時間労働者への厚生年金の適用の是非について

短時間労働者の年金保障の充実を図るとともに、年金制度の支え手を増やす観点から、短時間労働者に厚生年金を適用していく必要性が指摘されています。あなたは、そのような考え方について、どのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

(全体の結果)



(性・年齢・分野別)

		合計	適用することに賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	適用することに反対	その他	無回答
全 体		1,238	42.9	36.0	9.4	5.4	5.2	1.1
性別	男 性	940	40.5	36.6	9.9	6.6	5.5	0.9
	女 性	277	51.6	34.3	8.3	1.4	3.6	0.7
	無 回 答	21	33.3	33.3	-	4.8	9.5	19.0
年 齢	20歳台	32	43.8	50.0	3.1	3.1	-	-
	30歳台	135	38.5	39.3	10.4	7.4	3.7	0.7
	40歳台	191	41.9	39.8	6.8	4.2	6.8	0.5
	50歳台	481	43.9	33.3	11.4	6.0	5.0	0.4
	60歳台	275	42.9	36.0	9.5	4.7	5.1	1.8
	70歳以上	98	48.0	33.7	7.1	5.1	5.1	1.0
	無 回 答	26	34.6	34.6	-	3.8	11.5	15.4
分 野	学 識 者	239	52.7	27.6	4.2	5.9	9.2	0.4
	年 金 実 務	187	33.7	33.7	11.2	12.8	7.0	1.6
	報 道 ・ 評 論	91	46.2	36.3	13.2	4.4	-	-
	経 済 界	101	31.7	40.6	16.8	5.9	4.0	1.0
	労 働 界	133	60.2	22.6	2.3	0.8	13.5	0.8
	農 林 水 産 ・ 自 営 業	111	36.0	45.9	11.7	4.5	0.9	0.9
	青 年	105	35.2	46.7	7.6	7.6	1.0	1.9
	女 性 団 体 等	123	40.7	41.5	12.2	2.4	0.8	2.4
行 政 機 関	148	41.2	41.9	11.5	1.4	2.7	1.4	

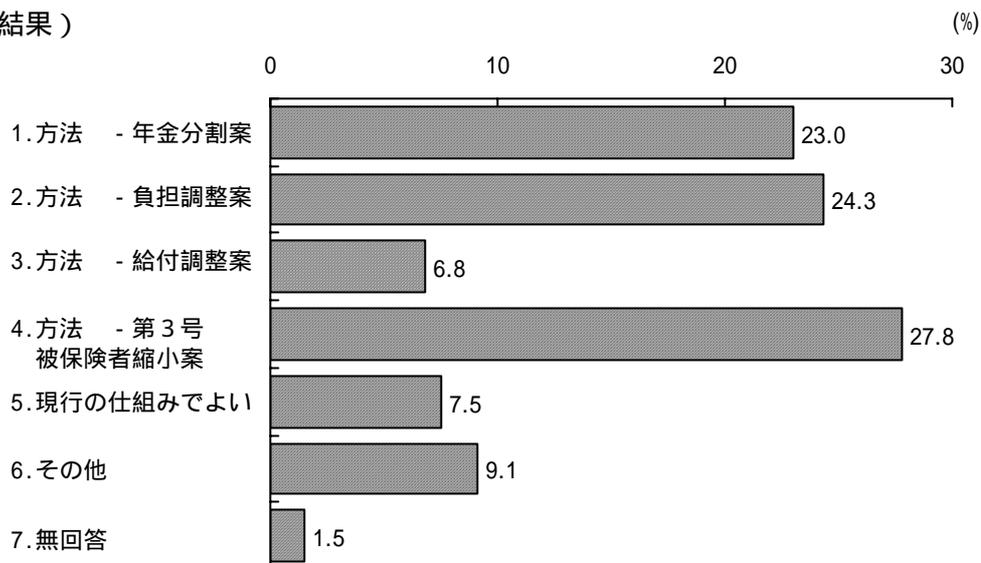
問15 第3号被保険者制度の見直しについて

夫が被用者である専業主婦等（第3号被保険者）は本人自身は保険料を負担せず、給付に必要な費用は夫が加入する厚生年金や共済年金が負担しています。

あなたは、この制度についてどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「6. その他」と回答された方は、回答欄に具体的な考えをご記入ください。

(全体の結果)



(性・年齢・分野別)

		合計	方法 - 年金分割案	方法 - 負担調整案	方法 - 給付調整案	方法 - 第3号被保険者縮小案	現行の仕組みでよい	その他	無回答
全体		1,238	23.0	24.3	6.8	27.8	7.5	9.1	1.5
性別	男性	940	22.9	23.1	6.6	29.1	8.7	8.6	1.0
	女性	277	23.8	29.6	7.2	23.8	4.0	10.8	0.7
	無回答	21	19.0	9.5	9.5	19.0	-	9.5	33.3
年齢	20歳台	32	25.0	25.0	6.3	28.1	9.4	6.3	-
	30歳台	135	28.1	25.2	11.1	23.7	4.4	5.9	1.5
	40歳台	191	24.6	22.0	8.4	25.1	7.3	12.0	0.5
	50歳台	481	22.5	22.5	7.1	28.1	8.3	10.8	0.8
	60歳台	275	21.8	27.6	4.7	28.4	8.0	8.0	1.5
	70歳以上	98	21.4	29.6	2.0	36.7	8.2	2.0	-
	無回答	26	11.5	15.4	7.7	23.1	-	15.4	26.9
分野	学識者	239	30.1	23.4	5.0	25.5	5.4	10.0	0.4
	年金実務	187	12.3	36.9	5.9	30.5	5.3	9.1	-
	報道・評論	91	30.8	17.6	11.0	24.2	11.0	4.4	1.1
	経済界	101	18.8	21.8	13.9	25.7	11.9	5.0	3.0
	労働界	133	22.6	9.0	1.5	28.6	6.8	29.3	2.3
	農林水産・自営業	111	22.5	22.5	4.5	34.2	12.6	2.7	0.9
	青年	105	26.7	19.0	9.5	27.6	9.5	3.8	3.8
	女性団体等	123	28.5	22.0	8.1	25.2	8.9	4.1	3.3
行政機関	148	16.9	36.5	6.8	28.4	2.7	8.1	0.7	

問16 年金制度の体系について

年金制度の体系をめぐる様々な議論がありますが、あなたは、将来に向けては、どのような年金制度の体系が望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。

(全体の結果)

年金制度の体系に関する記述があった541件を、その内容によって大まかに整理した結果は以下のとおり。なお、複数の意見を含む記述については複数の項目でカウントしているため、1から5までの各項目の合計は記述件数より大きくなる。

1 現行の体系を維持するべきとする意見 271件

このうち、現行の体系の下で必要な改革を進めるべきとする意見(234件)

意見の例 - 基礎年金の国庫負担割合を引き上げるべき(93件)、給付と負担のあり方を見直すべき(78件)、未加入・未納対策をするべき(36件) 等

2 基礎年金を税方式化するべきとする意見 139件

このうち、2階部分に言及している意見(94件)

- ・ 2階部分は社会保険方式とするべき (72件)
- ・ 2階部分は強制加入の公的年金としては不要 (12件)
- ・ その他 (10件)

このうち、財源に言及している意見(54件)

意見の例 - 財源は消費税で賄うべき(30件) 等

3 一本の社会保険方式による所得比例年金にするべきとする意見 61件

意見の例 - 補足年金を組み合わせるべき(24件)、所得把握の仕組みが必要(7件) 等

4 公的年金は、定額年金のみとするべきとする意見 39件

このうち、定額年金の仕組みについて言及している意見(20件)

- ・ 税方式とするべき(再掲) (12件)
- ・ 社会保険方式で行うべき (6件)
- ・ その他 (2件)

5 その他の意見 69件

(代表的な意見)

以下では、1から5までの各項目について、代表的な意見を紹介する。

1 現行の体系を維持すべきとする意見

現行制度を維持すべき理由を示している意見

- ・ 一定の負担をした者が一定の給付を受けるという基本は維持した方がいい。 社会保険方式を基本にし、今よりも少し税財源を投入するという考え方で良いのではないか。
(報道・評論 女性 50歳台)
- ・ 1. 社会保険方式を支持します。税方式は結局、所得制限で意見の一致を見ることは至難の技だと考えます。 所得制限の幅も200万円から1000万円までいろいろ声が出ていますし、いったん決めた所得制限の額も年金額も社会情勢の変化で変動することにもなれば厄介なことになります。税方式は年金不信を増大させることになるので絶対容認できません。社会保険方式を支持します。(後略)
(学識者 男性 70歳以上)
- ・ 基礎年金)財源を全額税(消費税)とすることに大反対。
<理由> 自分の年金は自分が積立てるという自律、自助の精神が大切であること
消費税は最終的に国民負担である。未納者も負担することになるが、財源負担が企業・事業主 個人に移る要素の方が大きすぎる。
消費税率が極めて大きくなり、デフレストップに大きなマイナス要素。
(後略) (学識者 男性 40歳台)
- ・ 1. 現行年金制度は、「自律と自助」の精神に立脚したもので、憲法の勤労の義務の裏付けとなるものであり、この考え方は、基礎年金の部分にも残すべきものと考える。(後略)
(青年 男性 20歳台)

現行の体系の下で、必要な改革を進めるべきとする意見

- 給付と負担の在り方を見直すべきとする意見
- ・ 現行の制度(最低限の基礎年金、国民年金相当分と厚生年金などの所得比例年金の組み合わせ)を基本とし、現役世代の負担が過大にならないよう給付を引き下げるなど必要な改革をして行くべき。
(行政機関 男性 50歳台)
- ・ 年金制度については長年に渡り運用され定着してきたものであり、既得権的要素もあるので、現行の制度体系を基本として当面の改革を進めて行くという考え方は適切と思います。
また少子高齢化の進行に対応するためには、現役者への負担増と退職者への給付減もやむを得

ないものと理解しますが、これについては緩やかな調整が必要であり、財源不足が生じる場合には国債の発行等により後年度へ負担の先送りも検討すべきと思います。(後略)

(女性団体等 女性 70歳以上)

- ・ 社会保険方式を基本としつつ、現役世代から信頼されるような給付が明確に定まった制度であるべき。負担が増大して行く中で給付水準が再計算毎に引き下げられている現状を見た時、現役世代の不安感、不信感が高まっている。将来的にある程度固定された給付水準を明示出来れば良いと思料する。(後略)

(学識者 男性 30歳台)

- 基礎年金国庫負担割合を引き上げるべきとする意見

- ・ 国民皆年金と社会保険方式を基本とした現行の制度が望ましいと考えますが、制度を取り巻く社会経済環境の変化に対応した年金改革も併行して実施されるべきです。
特に、平成16年の年金改革に向けた基本視点に示すように、5項目は厳守されるべきであり、取り組むべき課題である。前回改正法で規定された、安定した財源を確保して基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げるとは、最終的な保険料水準を過大にせず、給付の適切な維持に不可欠と考えます。(後略)

(農林水産・自営業 男性 50歳台)

- ・ 原則として現在の体系を基本としてゆくことによろしいかと思いますが、国庫負担の引き上げを含め保険料納付のしやすさを考えていただきたいと思います。特に1号被保険者は自営業者というくりになっていますが、実際には自営業者は少なくなっており、失業者、フリーター等も数多く含まれて来ていることと思われます。このような中で、定額13300円の負担感には人によってはかなり大きなものとなっています。このため、ある程度所得の多寡による段階保険料方式なども取り入れながら、納付しやすい環境を整える必要があるのではないかと考えます。とりわけ、公的年金制度の信頼感を取り戻すことが第一と思われ、今回、将来的に安定した制度改定を実施していただきたく、これがない限り自ら納付するという流れにならないと考えます。

(経済界 男性 50歳台)

- 未加入・未納対策を行うべきとする意見

- ・ 現行の体系(2階建て公的年金+私的年金)を基本とする。
将来の給付水準と負担の限度を明確にする。
保険料の徴収は徹底すると共に、それでも応じない(応じられないではない)者についてはどういった不利が生じるかはっきり全国民に明示し、また国民の義務である点からの徴収も徹底する。

とにかく分かりやすい年金制度とする事が必要。

(学識者 男性 50歳台)

- ・ 現行の制度体系を基本として改革を進めて行く事が適切と思われる。

早急の対応として、保険料収納対策に取り組むべきと考える。自分の将来の年金に対する認識不足や、この先年金は貰えないといった不安（噂）が先行して、保険料を納める事を放棄している若者が多いと感ずる。（後略）
（農林水産・自営業 女性 40歳台）

- ・ 1. 現行の社会保険方式を基本として、改革を進めるべきである。（中略）
3. 国民年金の保険料の未納問題については、基礎年金の社会保険方式を否定する議論を進展させる原因にもなっているので、滞納処理について、国として強力な事務態勢を講ずる必要がある。
（年金実務 男性 70歳以上）

2 基礎年金を税方式化するべきとする意見

2 階部分は社会保険方式とする意見

- ・ 将来不安を解消するために、給付水準の維持を前面に打ち出すべきである。制度は1階の基礎年金は税方式、2階の報酬比例年金は保険方式の2階建て方式とすべきである。
これらは、国民年金の空洞化を解消する方策であり、また、年金水準を維持することにより、年金への信頼を高めることにつながり、あわせて、老後の生活設計がたてやすくなる。
なお、基礎年金の財源は、2分の1は一般財源、3分の1は目的間接税、6分の1は現行の事業主負担分を税として企業から徴収することが考えられる。このことにより、徴収にかかる膨大な支出も削減できる。
（労働界 男性 50歳台）

- ・（前略）次に、真の国民皆年金を確立するため、基礎年金を間接税方式に改めるべきである。そのための財源として、消費税を活用すべきである。2階部分については、給付を大幅にスリム化するとともに、負担に軸足をおいた制度設計とし、保険料水準に上限を設けて給付水準を調整する仕組みとすべきである。

公的年金のスリム化とあわせて、私的部門で老後の所得を賄えるようにするための政策支援が必要である。例えば、企業年金にかかる特別法人税の廃止、確定拠出年金の拠出限度額の撤廃、確定給付企業年金の従業員拠出分への社会保険料控除の適用等が求められる。

（学識者 男性 40歳台）

2 階部分は、強制加入の公的年金としては不要とする意見

- ・ 老後の最低限の生活を保障する基礎年金は税方式とし、その財源として、年金目的税の消費税とすべきである。

これにより、国民年金の未加入・未納問題が解決され、世代間の不公平も緩和される。この制度では、現役時代の就労と関わりなく、一定額の年金が保障される仕組みとなるが、ナショナルミニマムを保障する趣旨のものであるため、そのことは大きな問題とは言えない。

厚生年金の報酬比例部分については、私的年金に委ねる。

賦課方式に基づく制度は、今後の少子高齢化の進行が世代間負担の不公平の問題から、信頼性、持続性に疑問がある。

積立方式に移行するのであれば、それは民間でも提供可能であり、国が提供する必要はない。よって、報酬比例部分は清算し、既払保険料に基づいて保険料を払い戻し、私的年金制度を充実させるべきである。(学識者 男性 50歳台)

- ・激変緩和措置をとりつつ、基礎年金を税方式とし、私的年金で上乘せ分に対応する方向が望ましいと考える。(後略) (行政機関 女性 40歳台)
- ・少子高齢化や生活の多様化といった事から相互扶助を基本精神とした公的年金制度は大きな見直しが必要と考える。国がなすべき最低限の生活保障レベルについて、イメージとしては現行の基礎年金程度とし、後は個人の自助努力による方法かどうか。国の年金は税方式へ移行し、自助努力を支援する仕組みとして確定拠出年金の拠出限度額拡大や個人拠出の容認等を行い、自己責任を尊重。退職所得課税や公的年金等控除の見直しによって財源を確保し、現役世代に過度な負担増とならない事が必要。(経済界 男性 30歳台)

税方式とした場合の財源に言及している意見

- ・現在の基礎年金、報酬比例年金、私的年金の制度は継続すべきものとする。ただし基礎年金は、保険料方式をやめて、全額消費税方式とすべきものとする。
理由は、基礎年金についても現在、現役世代が保険料・所得税等を負担し年金制度が維持されているのでこれを緩和する必要があること、消費税は世代間負担が公平であり、また、消費支出は個人として選択可能性があり自助努力も加味されることもあるので、消費税を社会保障特定財源とし、基礎年金部分は全額消費税による国庫負担がよいものとする。このことにより、保険料未払解消、徴収コスト低減が図られる他、基礎年金定額支給によって起こる生活保護のための支出の減少等の利点もある。
37頁に書かれている問題点は、消費税方式をとることにより解消されると考えるが、勿論経過措置は必要になると思う。ただ、消費税は至って政治問題化し思うように行かない面もあるが、当局が強力に推進し、国民の理解を得る努力をすべきものとする。
なお、報酬比例年金、私的年金の制度は、保険料または拠出金を基礎とする現行制度を続けるべきとする。(農林水産・自営業 男性 60歳台)
- ・2階建て方式を前提とするべきである。
1階の基礎年金は税方式、2階は保険方式
基礎年金の財源は1/2は一般財源、1/3は目的間接税、1/6は現行の事業主負担相当分を税として徴収
(労働界 男性 50歳台)
- ・すべての国内居住者を対象とした全額国庫負担(税方式)による定額の「最低保障年金制度」と、その上に賃金・収入に応じて保険料を徴収し、年金を支給する「社会保険年金」の二階建

方式とする。

最低保障年金制度に必要な費用は、一般財源による全額国庫負担とする。(後略)

(労働界 男性 50歳台)

3 一本の社会保険方式による所得比例年金にするべきとする意見

社会保険方式による所得比例年金にするべき理由を示している意見

- ・ 現在の基礎年金の定額給付・定額掛金の仕組みは低所得者への負荷が大きいと思われる。きめ細かい保険料免除の仕組みを導入する方法も考えられるが、それであれば基礎年金も所得比例の給付(掛金)の制度とし、現在の所得比例の厚生年金保険も含めて一本の制度とする方が簡明な制度となり良いと思う。
所得比例一本とした場合、所得再分配機能が働かないという問題が生じるが、給付に最低保障額及び最高限度額を設けることで解決できるはず。なお自営業者の所得把握の問題に関しては、税の観点からも、将来的には所得を把握する仕組みを導入していくべきと考える。

(学識者 男性 30歳台)

- ・ 年金制度は、世界のどの国をみても社会保険方式を採っており、将来に大きな財源を必要とする税方式で運営するようなことは到底考えられない。
被用者と自営業者等の就業実態の違いや高齢者の所得保障の必要性の違いは、この半世紀の間に相当解消されており、これからも少しずつ無くなっていると思われるので、一本の社会保険方式による所得比例年金の導入について、思いきってふみこむべきであると考える。年金制度に対する信頼を確保する意味でも!

(学識者 男性 60歳台)

- ・ 公的年金については、現役時代の生活水準を大きく低下させないために、被用者に限らず自営業者も現役時代の所得に応じて負担し、支給させる制度を検討すべきであると思います。但し、既に年金の給付を受けており、今後の対応が困難な高齢者については、現在の年金額を確保すべきであります。

(経済界 女性 70歳以上)

補足年金を組み合わせるべきとする意見

- ・ 社会保険方式を堅持しつつ、補足的な給付で補足する案に魅力を感じる。第一の理由は国庫負担、分担使途の明確化、重点化が図られる点にある。これに加えて所得代替率を所得階層別に变化させ、高所得階層者に対しては私的年金の一層の普及で補う事も一案。

(学識者 男性 40歳台)

- ・ (前略) 将来の年金制度体系としては、働く人を全て適用する1つの公的制度で、以下のような特徴を持った制度が良いのではないかと思います(アメリカのOASDIの修正版です)。

- a. 拠出も給付も所得比例。ただし、低所得者用に最低保障給付を設ける。
- b. 給付には bend points を設け、生涯所得を基にした所得再分配を行う。
- c. 育児 credit、介護 credit、最低保障給付を国庫負担で賄う。
- d. 就労促進的、かつ、制度を fair にした上で人々の選択に柔軟に対応する(資格期間は無くし、受給開始は個々人が自由に選ぶ一例えば、半分は 63 歳から、残りの半分は 68 歳から)。

(学識者 男性 50 歳台)

所得把握の仕組みが必要とする意見

- ・ 将来的には、一本の社会保険方式による所得比例年金の導入と補足的な給付を組み合わせる体系にするにしても、何よりも公平性の観点から適切な所得把握と保険料収納対策の徹底を図ることが必要。
- (行政機関 女性 50 歳台)
- ・ 納税者番号制を実施して所得把握を完全にし、全国民一本の所得比例年金を創設。一定の水準以下の受給者に対しては、税方式による最低保障年金で一定の水準を保障する。

(報道・評論 男性 50 歳台)

4 公的年金は定額年金のみとするべきとする意見

定額年金のみとする理由を示している意見

- ・ 基礎年金と被用者年金の一元化(1 階部分) + 「企業年金」とするタイプ。1 階部分は定額保険料 + 定額給付で良い。「定額保険料 + 定額給付」の方が負担と給付の関係が明瞭であり、年金への関心が高まる。(中略)

基礎年金は税方式を原則としつつも、負担と給与の関係が明瞭となるように「低額な定額保険料」による最低限な所得保障であって欲しい。また年金所得への課税も撤廃すべき。

(労働界 男性 30 歳台)

- ・ 年金制度についても、個人の選択の幅を広げ民間の役割を拡大させて行くため公的年金は基礎的な生活費保障を充分行える水準の定額年金のみとし、それ以上の部分については個人が確定拠出金等の私的年金で対応する。(後略)

(青年 男性 30 歳台)

- ・ 自己責任意識というのは自由主義経済において最も重要な考え方である。公的年金といえども自己の負担と給付がある程度対応しながら、世代間、世代内(後者の意識が少なすぎるのでは)の助け合いとなるような仕組みが望ましい。

「払わない人」が最終的に得をする制度だけにはしてほしくない。

社会保障の中でも特に所得保障(基礎年金)については、いわゆるナショナルミニマムでよい。

その上に企業保障、個人保障が安定的に維持されるようにしたい。ただし、現在は企業保障の

低下が進んでいることから、その部分に対する見直しも必要かもしれない。空洞化対策の徹底も是非お願いしたい。
(学識者 男性 50歳台)

- ・(前略)年金は最低保障とする。国民年金部分を保障し、それ以上は企業年金、確定拠出年金や個人の運用に任せる。不公平感、不安感を取り除き、各人が自分の老後への備えに責任を持つ事が必要。(後略)
(農林水産・自営業 女性 40歳台)
- ・私的年金の多様な展開を求める。定額の公的年金による、広く浅い給付に加えて、上記年金を個人ベースで、設計・計画できることが、一般的となることが良い。
(青年 男性 30歳台)

定額年金の仕組みについて言及している意見

- 税方式にするべきとする意見

「2 基礎年金を税方式化するべきとする意見」の「2階部分は、強制加入の公的年金としては不要とする意見」に掲載

- 社会保険方式で行うべきとする意見

- ・個人の自助努力を基本とする年金制度を望む。年金制度の社会保障的機能は重要であり、最低限の生活を保障するための基礎的部分については、現役世代の収入の一定割合(上限を設け)+国庫負担(必要あれば引上げて)で保障する必要があると思うが、それを越える部分については、個人のライフプランに応じて、自由に現役時代と老後の資金配分ができるようにすべき。(後略)
(青年 女性 30歳台)
- ・昨今の社会、経済状況を見ると、長期的に安定した年金制度を作り上げる事は大変難しいと思う。現行の社会保険方式を基本とし、全ての国民を対象とした基礎年金体制とし、基本的な生活が送れる給付額を設定する。
多様な老後生活のニーズによる個別対応については任意制の公的年金とし、加入の選択、保険料額を選択出来る制度とし、保険料支払額、加入期間に合わせて年金を支給する。また支給年齢についても巾を持たせる必要があると考える。
(行政機関 男性 50歳台)

5 その他の意見

具体的な体系の記述がある意見

- ・ 国民皆保険をやめ、被用者、自営業者は強制加入でもよいが、無職の者は任意加入として保険料支払年数を給付額に反映させることで加入インセンティブを与える。
- ・ 非加入者は生活保護給付ないし、税負担（財源）の年金給付とする。
- ・ 1階・2階部分を国民年金・厚生年金・共済年金ともできるだけ統合し、毎年の保険料収入を財源としてその年の受給者に給付する賦課方式を基本とする。この方式の給付額は生活保護レベルに保険料支払年数に応じ加算することとし、一定の収入のある高齢者には給付しない。現役時代の収入は考慮しない。（現行の基礎年金程度の額をイメージ）
- ・ 3階部分は積立方式とし、できるだけ充実させるよう制度（税制等）を整備する。
- ・ 就業形態の変化に対応できるよう個人単位の加入とし、社会保障番号で保険料支払年数を管理できるようにする。3号は廃止。（行政機関 女性 40歳台）
- ・ 長い将来的視点では、国民年金と厚生年金は一本化されるべきと思う。つまり自営業者も被用者グループも同程度の年金の給付と負担が良い。厚生年金で退職時の高い給与に対する高年金を老後死ぬまで受けられる、それも現役グループの被用者の負担でというのは、グループ（属する）の所得の高低も影響し、産業の盛衰も考えると非常に不安定であるし、疑問を感じる。所得の多い人は自分で個人年金又は貯蓄すれば良い。基礎年金の負担も所得に応じて3段階位（介護保険料は5段階にも細分化している）に分かれていれば被用者の保険率との関係にも近い。厚生年金は401Kのように個人の選択性にすべき。（後略）（学識者 女性 50歳台）

改革の方向性を示している意見

- ・ 複雑な状況を考慮すると、税負担の割合を改める必要性はあると考えますが、しかし基本的には社会連帯による共助のシステムとして社会保険方式の総合化を促進する事が重要であると考えます。（学識者 男性 60歳台）
- ・ 現行の賦課方式から積立方式へ除々に移行すべき。少子化の進む中では、賦課方式は成り立たない。（後略）（学識者 男性 30歳台）
- ・ 被用者年金かそれ以外の2タイプに統合したうえで被用者年金はスウェーデン型（＝所得比例＋保障年金）それ以外は定額給付。
年金はすべて個人単位とし、世帯単位で設計しない。（報道・評論 女性 30歳台）
- ・ 年金制度については複雑なものより簡単な制度、分かりやすいものの方が良いのではないかと。様々な制度を一本化し、負担、給付の選択に幅を持たせるのも方法だと思います。平等に一律にすることの弊害もあるのではないかと。同時に給付と負担の問題だけで論じているが、国庫負担、資金の運用、無駄の削除等にも留意して行く必要があると思う。（農林水産・自営業 男性 60歳台）
- ・ 年金は支払った分自分のところにもどってくるのが理想。そういう意味で、年金支給されて

いる人からも、されていない働き人口からも平等に課税できている消費税分を年金にあてるのが良いと考えている。もちろん、現在の消費税だけでは、まだまだ足りない。その不足分を保険料でうめるならば、専業主婦は、だんなの所から2人分きっちりもらうべきであるとする。2人分のうち1人(主婦の分)は、きっちり主婦名義でもらうことが大切。なぜなら、離婚した時など、主婦というだけで保険料を支払っていないとみなされているからである(現在が)。

(青年 女性 20歳台)

- 一元化して行く事が望ましい。不安定就労が増加している所から、1号、2号、3号の体系では無理がある。

(女性団体等 女性 40歳台)

- 根本的に年金制度を廃止し、個人の責任において老後の設計をするべきである。でないと今の若者世代は年金制度を理解したがない。

(青年 男性 40歳台)

3 . 調査票（単純集計結果）

年金改革に関する有識者調査

調査にあたってのお願い

1. この調査は、依頼状にもありますように、次期年金制度改革を検討する際の参考にさせていただくものです。各分野にわたって約2,400名の方々にご協力をお願いしております。よりよい調査結果を得るため、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
2. この調査結果の取りまとめにあたっては、ご協力いただいた方々の個人名は出しません。ご回答は、責任を持って秘匿致します。また、回答結果は、調査目的以外には使用しないことをお約束申し上げます。
3. ご返送は、同封の封筒をご利用ください。ご回答の上、締切日までにご投函くださいますようお願い申し上げます。
4. 調査内容につき、ご不明の点がありましたら、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

社団法人 日本リサーチ総合研究所 (担当) 松村

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-4 (霞山ビル)

TEL: 03-3581-9552 FAX: 03-3581-9562

または、

厚生労働省年金局総務課・年金課・数理課

TEL: 03-5253-1111 (内線3316、3336又は3359)

ご記入上の注意

1. 各質問には、年金制度の現状や、厚生労働省が昨年12月に公表した「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において提起している論点を説明した前文を記述してあります。是非ともご一読の上、ご記入いただければ幸いと存じます。
2. 参考資料としてお送りしました冊子「年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要」もご覧いただきながらご回答いただきますようお願いいたします。
3. 各質問へのご回答につきましては、できるだけ客観的に、年金制度はどうあるべきかという観点からご回答いただくようお願い申し上げます。
4. 各質問へのご回答は、それぞれの選択肢の中であてはまるものの番号に をつけてください。
また、「その他」とご回答された場合は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

質問項目一覧

【基本的な考え方】

- 問1 老後の生活設計（公的年金と自助努力の組み合わせ）

【負担と給付の在り方】

- 問2 5年ごとに給付と負担を見直す従来方式と保険料固定方式
問3 厚生年金の負担の限界
問4 給付水準の調整方法
問5 給付水準の調整の速度
問6 自動調整の下限の設定の是非
問7 国民年金の最終的な負担の水準
問8 国庫負担1/2への引上げの是非
問9 現在受給している年金の調整の是非
問10 現在受給している年金の調整方法
問11 年金収入への年金課税の是非

【少子化、女性の社会進出、就業形態の変化への対応】

- 問12 育児期間への配慮措置の拡充の是非
問13 年金資金を活用した奨学金の是非
問14 短時間労働者への厚生年金の適用の是非
問15 第3号被保険者制度の見直し

【年金制度の体系】

- 問16 年金制度の体系に関して

問 1

老後の生活設計について、あなたはどのような姿が望ましいとお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「4 . その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1 . 公的年金のみによって老後の生活が保障されるべきである。 | 15.3 |
| 2 . 公的年金を基本とし、これに、企業年金や個人貯蓄等の、公的年金以外の自助努力を組み合わせて老後に備えるべきである。 | 77.7 |
| 3 . 基本的に、企業年金や個人貯蓄等の、公的年金以外の自助努力によって老後に備えるべきである。 | 3.3 |
| 4 . その他（具体的に） | 3.4 |
| | NA 0.2 |

問 2

あなたは、少子化等の人口の変化や経済の変化に応じて、今後、給付と負担の水準をどのような方法で調整するのがよいと思いますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「4 . その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1 . 現行の給付水準を維持することを基本とし、5年ごとの財政再計算の都度、少子化の進行等に応じて、保険料水準の見直しを行うのがよい。
(6ページの(ア)の方法) | 13.5 |
| 2 . 5年ごとの財政再計算の都度、少子化の進行等に応じて、あらためて保険料水準とともに給付の内容や水準の見直しを行うのがよい。
(6ページの(イ)の方法) | 26.3 |
| 3 . 最終的な保険料水準を固定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化の進行等に応じて、一定の範囲で給付水準が自動的に調整される仕組みとするのがよい。
(7ページの(ウ)(エ)の方法) | 48.5 |
| 4 . その他（具体的に） | 11.2 |
| | NA 0.6 |

問3

あなたは、厚生年金の最終的な保険料率について、どの程度が負担の限界だとお考えですか（ただし、ここに挙げた数値は、標準的なケースを想定した場合のものです）。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「4. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 年収の23%程度（国庫負担割合1/2の場合）又は26%程度
（国庫負担割合1/3の場合）まで負担してよい。
（6ページの（ア）のとおり、現行の給付水準を維持） | 10.7 |
| 2. 前回の改正で設定された、年収の20%程度の負担にとどめるのがよい。
（6ページの（ウ）のとおり、少子化の進行などを踏まえて
ある程度は給付水準を抑制することが必要） | 59.0 |
| 3. 前回の改正で設定された水準よりも低い18%程度の負担にとどめるのがよい。
（7ページの（エ）のとおり、少子化の進行などの影響の
範囲以上に給付水準を抑制することが必要） | 17.1 |
| 4. その他（具体的に） | 12.4 |
| | NA 0.8 |

問4

最終的な保険料を固定し、その収入の範囲で給付を行う場合には、年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて給付水準を調整する必要があります。調整のやり方として、一つには、高齢期の生活に大きな影響を及ぼさないよう、これから年金をもらい出す人の年金を、時間をかけて緩やかに調整していく方法が考えられます。

一方で、将来世代に偏って給付水準の調整が行われることのないよう、給付水準を早い段階から調整する方法も考えられます。

あなたは、これから年金をもらい出す人の年金の給付水準の調整方法についてどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 高齢期を迎える者の生活に配慮しつつ、賃金等の上昇に伴う年金額の伸びを
ある程度抑えて、給付水準（現役世代の手取り年収に対する割合）を緩やかに調整していく方法で行うのがよい。 | 74.3 |
| 2. これから年金をもらい出す人の年金額が、現在高齢者が受給している年金額より少なくなったとしても、将来世代と同じ程度まで、給付水準（現役世代の手取り年収に対する割合）を一気に調整するのがよい。 | 12.9 |
| 3. その他（具体的に） | 12.0 |
| | NA 0.8 |

問5

問4で、「1. 給付水準を緩やかに調整していく方法」と回答された方におうかがいします。

時間をかけて緩やかに給付水準の調整を行う場合には、給付水準の調整の速度と最終的な給付水準の関係を考える必要があります。少子化による労働力人口の減少等の影響が現に生じ始めたときに、それに応じて自動的に給付水準の調整を行う方法（実績準拠法）では、2025年頃までは比較的ゆるやかに調整されますが、その後2032年までの7年間で調整が速く進みます。また、最終的な給付水準は、基礎年金の国庫負担割合が1/2の場合で、現役世代の手取り年収の52%と予想されます。

給付水準の調整の速度について、あなたはどのようにお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1. 当初は比較的緩やかな調整となるが、少子化等の将来の見通しによらなくてよい方法（実績準拠法）により、労働力人口の減少等が現に生じ始めたとき、その実績に応じて給付水準を調整するのがよい。 | 47.1 |
| 2. 労働力人口の実際の減少等に応じた調整では、2025年頃までは給付水準の調整が緩やかなので、それ以降の調整の速度が早まる見通しとなっていることを考慮して、前倒しして給付水準を調整するのがよい。 | 51.2 |
| 3. その他（具体的に） | 1.4 |
| | NA 0.3 |

問6

給付水準を自動的に調整する仕組みを年金制度に組み込む場合には、少子化等の状況に応じて給付水準は幅を持って変動することになります。このため、公的年金が老後生活の支えとしてふさわしい価値のあるものであるよう、給付水準の調整に一定の限度を設けるべきという考え方があります。

あなたは、給付水準を自動的に調整する仕組みを年金制度に組み込む場合に、調整に一定の限度を設けることについて、どのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 設けた方がよい | 81.2 |
| 2. 設けなくてよい | 11.6 |
| 3. その他（具体的に） | 5.8 |
| | NA 1.5 |

問7

あなたは、国民年金の保険料（月額。平成11年度価格）として、将来的にはどの程度まで求めることが適当だとお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「6. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 3万円程度まで | 6.6 |
| 2. 2万5000円程度まで | 16.3 |
| 3. 2万0000円程度まで | 35.5 |
| 4. 1万8000円程度まで | 17.7 |
| 5. 1万6000円程度まで | 7.9 |
| 6. その他（具体的に） | 14.5 |
| | NA 1.5 |

問8

平成12年の年金改正法の附則には「平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1/2への引上げを図るものとする」とされています。

あなたは、国庫負担割合の引上げについてどう考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| 1. 現行の国庫負担割合（1/3）を維持するべきである。 | 12.1 |
| 2. 安定した財源を確保し、国庫負担割合を1/2に引き上げるべきである。 | 77.3 |
| 3. その他（具体的に） | 9.4 |
| | NA 1.2 |

問9

年金受給者の年金は、毎年、物価上昇分が増額されています。将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求めることとする場合、現在の年金受給者の年金についてどのような取扱いとすることが適当だと考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1. 将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求めるとしても、現在の年金受給者の年金については、これまでどおり物価上昇分は全て増額し、給付水準を維持するべきである。 | 13.3 |
| 2. 世代間の公平を考え、現在の年金受給者の年金については物価上昇分の全てを増額するのではなく、将来世代と同じように給付水準を調整していくべきである。 | 77.7 |
| 3. その他（具体的に） | 8.4 |
| | NA 0.6 |

問10

問9で、「2. 給付水準を調整する」と回答された方におうかがいします。

今後、年金受給者の年金についても給付水準を調整する場合、どのように調整するのがいいとお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「4. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|--|--------|
| 1. 物価や賃金が下落する場合を除いて年金の額（名目額）は減らないようにしつつ、年金の増額を物価上昇分よりも低い割合にとどめることにより、徐々に水準を調整していくのがよい。 | 54.2 |
| 2. 年金の額（名目額）も徐々に減らして、水準を調整していくのがよい。 | 33.6 |
| 3. 将来世代が受給する年金と同様の水準（現役世代の手取り年収に対する割合）となるよう、一気に水準を調整するのがよい。 | 9.5 |
| 4. その他（具体的に） | 2.1 |
| | NA 0.7 |

問 1 1

年金収入（特に65歳以上の方が受給する場合）に対しては、現役世代の給与収入と比較して大きな控除措置（公的年金等控除）が税制上講じられています。また、給与所得のある高齢者は、給与収入から一定額が控除されるほかに、年金収入の方でも一定額が控除されています。

これを、世代間の公平や高齢世代内の公平の視点に立って見直すべきではないかという意見がありますが、あなたはどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 見直すことに賛成 | 40.9 |
| 2. 見直すことにどちらかといえば賛成 | 31.1 |
| 3. 見直すことにどちらかといえば反対 | 14.3 |
| 4. 見直すことに反対 | 9.4 |
| 5. その他（具体的に） | 3.6 |
| | NA 0.8 |

問 1 2

現在、被用者のうち育児休業を取得した者については、その期間中の厚生年金保険料を免除しつつ、休業前と同様の水準で保険料を負担したものとみなして将来の年金額を算定するという配慮措置が講じられています。

あなたは、このような配慮措置について、その対象者を拡大したり年金額の改善を図るなど、一層の拡充を図ることをどう考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 公的年金制度にとって、制度を支える次の世代の育成を支援することも重要な課題であり、子供を育てることが不利にならないよう、公的年金制度としても、育児期間への配慮措置を拡充すべき。 | 52.9 |
| 2. 公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されており、次世代育成支援はむしろ保育サービスの充実など、公的年金制度以外で考えていくべき。 | 41.8 |
| 3. その他（具体的に） | 4.7 |
| | NA 0.6 |

問13

子供の教育に伴う経済的負担が少子化の背景にあるとの指摘があります。このため、育英奨学金等の取組と併せて、若者自身が資金を借りて就学し、社会の「支え手」となることを社会全体で支援するとともに、若者が公的年金を身近に感じられるよう、年金制度においても年金資金を活用した教育資金の貸付制度を創設することについて、あなたはどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「3. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 若者が社会の「支え手」となることを支援し、また、若者が公的年金を身近に感じられるなどの利点があるので、積極的に取り組むべき。 | 50.0 |
| 2. 公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されているため、年金資金は給付に充てるべきであり、そのような取組は必要ない。 | 42.9 |
| 3. その他（具体的に） | 6.0 |
| | NA 1.1 |

問14

短時間労働者の年金保障の充実を図るとともに、年金制度の支え手を増やす観点から、短時間労働者に厚生年金を適用していく必要性が指摘されています。あなたは、そのような考え方について、どのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「5. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1. 短時間労働者へ厚生年金を適用することに賛成 | 42.9 |
| 2. 短時間労働者へ厚生年金を適用することにどちらかといえば賛成 | 36.0 |
| 3. 短時間労働者へ厚生年金を適用することにどちらかといえば反対 | 9.4 |
| 4. 短時間労働者へ厚生年金を適用することに反対 | 5.4 |
| 5. その他（具体的に） | 5.2 |
| | NA 1.1 |

問 1 5

夫が被用者である専業主婦等（第3号被保険者）は本人自身は保険料を負担せず、給付に必要な費用は夫が加入する厚生年金や共済年金が負担しています。

あなたは、この制度についてどのように考えますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。「6. その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

（注：この質問では、便宜上、第2号被保険者＝夫、第3号被保険者＝妻として表記しています。）

- | | |
|--|--------|
| 1. 世帯で見た保険料の負担は変えないが、夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、その保険料に応じて夫婦それぞれに年金を支給する仕組みがよい。 | 23.0 |
| （方法 - 年金分割案） | |
| 2. 専業主婦等のいる夫から、専業主婦等の基礎年金の分について特別の負担を求める仕組みがよい。 | 24.3 |
| （方法 - 負担調整案） | |
| 3. 専業主婦等の基礎年金の分については特別の負担を求めない代わりに、専業主婦等への基礎年金は減額する仕組みがよい。 | 6.8 |
| （方法 - 給付調整案） | |
| 4. 当面、現行の仕組みを維持しつつ、第3号被保険者であって短時間労働を行っている者に対する厚生年金の適用などにより、第3号被保険者制度の対象者を減らしていくのがよい。 | 27.8 |
| （方法 - 第3号被保険者縮小案） | |
| 5. 現行の仕組みでよい。 | 7.5 |
| 6. その他（具体的に） | 9.1 |
| | NA 1.5 |

問 1 6

年金制度の体系をめぐっては様々な議論がありますが、あなたは、将来に向けては、どのような年金制度の体系が望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。

最後に、あなたご本人のことについて、簡単におうかがいします。

F 1 . あなたの性別、および年齢をお聞かせください。

(1) 性別

(該当する番号に をつけてください)

1 . 男	75.9	2 . 女	22.4
-------	------	-------	------

NA 1.7

(2) 年齢

(該当する番号に をつけてください)

1 . 20 歳台	2.6	4 . 50 歳台	38.9
2 . 30 歳台	10.9	5 . 60 歳台	22.2
3 . 40 歳台	15.4	6 . 70 歳以上	7.9

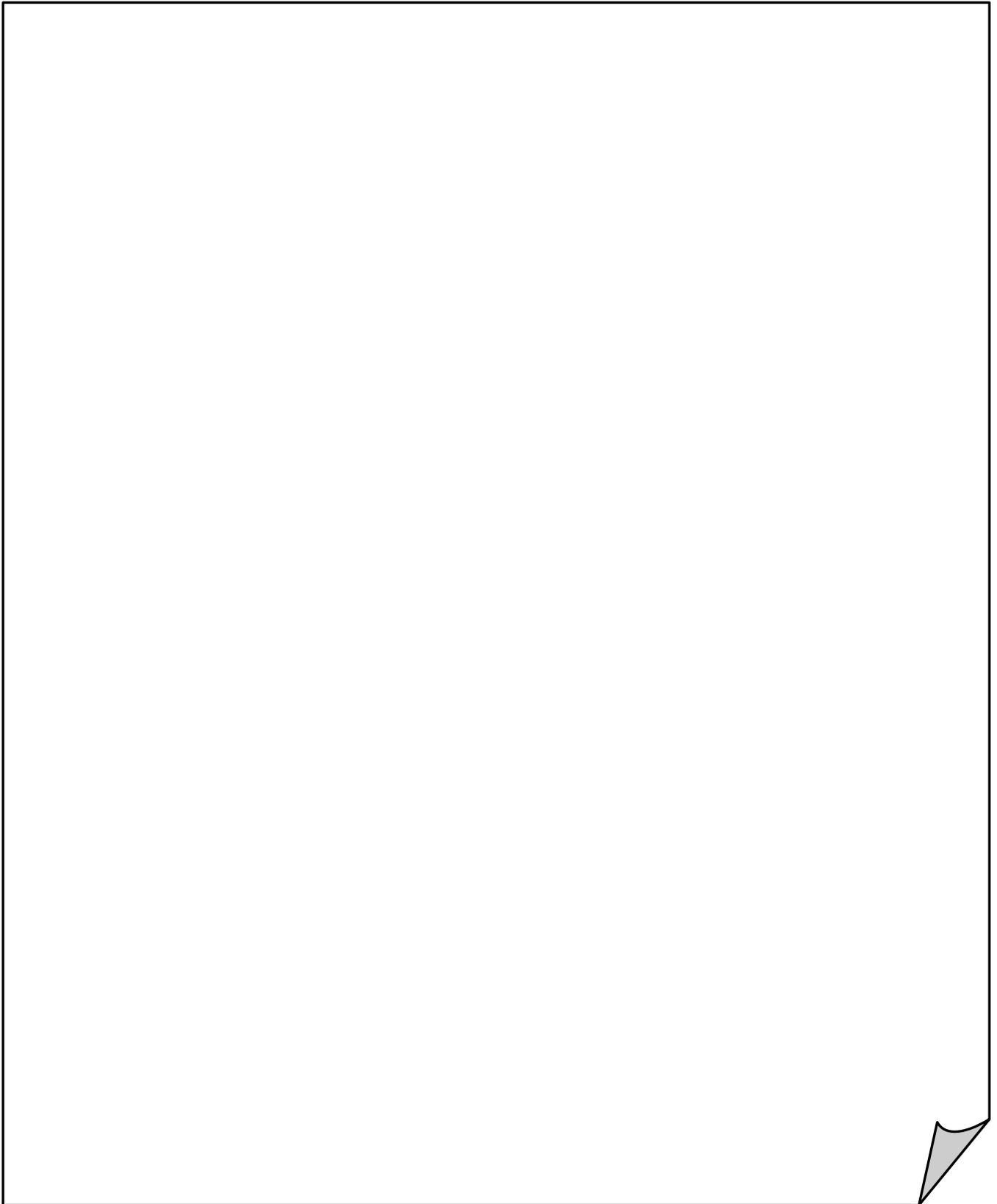
NA 2.1

F 2 . 調査結果の概要を取りまとめ次第、お送りさせていただきたいと存じます。

ご入用の方は、誠に恐縮ですが、ご芳名とご送付先についてお聞かせください。

ご 芳 名	
ご 送 付 先	〒
電 話 番 号	

F 3 . 今後の年金制度のあり方に関し、特にお知りになりたいこと、ご関心のあること、あるいは、ご意見などご自由にご記入ください。



**ご多忙のところ、長時間にわたりご協力いただきまして
誠にありがとうございました。**

調査結果につき、御不明の点がありましたら、
下記にお問い合わせ下さい。

厚生労働省年金局総務課・年金課・数理課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

03(5253)1111(代表)

(内線3316・3336又は3359)